

## 西晋における都督・都尉・校尉と州郡県の関係

島田 悠

## はじめに

六朝時代の中国の軍事制度の中心である、都督制に関する研究は、<sup>(1)</sup> 嚴耕望を嚆矢とする。嚴耕望は、都督がそれぞれ管轄区域を有し、州刺史を兼任した場合、都督府の「府僚佐」が刺史の「州佐吏」を兼ねることで、強大な権限を持つ地方政府——「都督府」が出現することを解明した。<sup>(2)</sup> しかし、都督が州刺史に近接し、融合していくとしても、そもそも都督は何故発生したのか、という疑問に十分な解答が示されたとは言えず、嚴耕望の次の段階の研究は、「都督の本質とは何か」という視角を持つものが多くなる。何茲全は、曹操が将帥を前線地帯に駐留させ、防衛を委任させる「留屯制」が、都督制の起源であり、都督が直接統率したのは、京師に駐留する中軍であるとし、唐長孺がこの見解を支持した。<sup>(3)</sup> また、廖伯源や陳琳国は、都督の起源を漢代の「督軍使者」に求める立場から、それぞれ自説を展開している。<sup>(4)</sup>

日本では、都督と將軍の関係についての研究が多く、「魏晋の四征將軍は東西南北の四方面に固有の管轄区を有し、州都督・州郡を

支配する」とした越智重明と、かかる理解を批判して、「都督は四征將軍の領職」とした小尾孟夫の間で論争が行われたが、石井仁の総括もあつて、小尾孟夫の見解が定説となりつつある。そして、石井仁は、後漢末期の軍閥私設職に「都督」があることに着目し、監察の対象が營、軍、複数の軍へと拡大すると共に、牧伯への権力集中を避ける中央政府の意向によつて、都督は軍鎮の司令官となつたとしている。その一方で、四征將軍は、主として軍鎮の司令官の權威の象徴として機能したとし、従来の都督制研究を集大成した。<sup>(5)</sup>

さらに、石井仁は、後漢の黒山・白波と都督制の関連を追究しつつ、従来の都督制の研究について、「(都督の)行政制度としての側面、もしくは制度そのものが依つて立つ原理などについては、ほとんど看過されてきたように思われる」と批判し、都督の行政官的側面の研究を提唱して、都督制研究に転機をもたらした。また、安田二郎は、東晋の都督が僑州郡県や新しい郡県を創設して流民を統治するとともに、流民に征役を課す軍政支配を行ったことを明らかにしている。<sup>(6)</sup> 両者の研究を総合すると、成立当初の都督は、郡県制の枠外に逃れた村塢の民の統轄を期するものであったが、東晋にな

ると、僑州郡県・州郡県を創設することで、流民に軍政支配を行う、という変化を遂げていたことになる。それでは、曹魏から東晉にかけて、都督がこのような変化を遂げた経緯は、どのようなものであったのか。本稿では、両者の研究対象となった時代の間である西晉の都督と州郡県との関わり、及びその変遷について検討し、「行政官としての都督」の変化の過程について明らかにしたい。

一 西晉における新県の創出

州郡県において、最も基礎的な単位は県である。新しい州や郡が創出されたとしても、県の総数は変わらず、旧来の行政区画が変更されたに過ぎない場合が往々にしてある一方で、新県（二）の創出には、実際の人の移動が想定できる。東晉では、都督が新県や僑県を創出して、流民に対する軍政支配を行っている。それでは、西晉では、都督は新県の創出にどの程度関与していたのだろうか。

『華陽國志』卷四 南中志に、「咸寧五年、尚書令衛瓘 州郡を兼并せんことを奏す」とあるように、州郡県の置廃は基本的に尚書令などの高官が建議し、決定は皇帝に委ねられたものと考えられるが、その過程に、都督が深く関与している場合もありうる。後漢末期から西晉にかけて、新県の設立が相継ぎ、西晉における新県は、合計七九見られるが、これらの内、華北の范陽郡長郷県、上党郡武郷県、楽平郡寿陽県、雁門郡蓁人県、遼東郡居就県、琅邪国蒙陰県、新平郡汾邑県、西郡万歳・蘭池・仙提県、荊州に属する武陵郡黠陽県、零陵郡應陽県、邵陵郡武剛県、義陽郡厥西県、南郡石首県については、設立された年代及び経緯は一切不明である。余の六〇余の新県

設立の経緯について、以下検討してみよう。

新県	設立年代	設立主体	出典(数字は巻数)
毗陵郡武進県	太康二年		『宋志』三五
延陵県	太康二年		
倚陽県	太康元年		
丹陽郡江寧県	太康二年	典農校尉	『宋志』三五
于湖県	太康二年		
呉郡海虞県	太康四年		
呉郡東遷県	太康三年		
長城県	太康元年	度支校尉	『宋志』三七
長沙郡巴陵県	太康三年	典船校尉	『宋志』三六・『福建通志』三六
温麻県	太康四年		『宋志』三五
永嘉郡横陽県	太康四年	典船校尉?	『宋志』三七、『三国志』六〇
①長沙郡蒲圻県	太康元年	副軍校尉?	『太平寰宇記』四一
魏興郡洵陽県	太康四年	不明	『宋志』三七
天門郡臨澧県	太康四年	不明	
澧陽県	咸寧五年		
雲南郡雲平県			
建寧郡同樂県			
新定県	武帝期	南夷校尉または	『宋志』三八
存馳県		寧州刺史	

新県	設立年代	設立主体	出典(数字は巻数)
荷柯郡萬壽県	武帝期	南夷校尉または寧州刺史	『宋志』三八
建平郡泰昌県 北井県 建始県	咸寧元年	建平都尉	『宋志』三八
寧浦郡興道 涇陽県 平山県 始定県	太康元年 太康七年 太康年間 以前	合浦属国都尉	『宋志』三八
江夏郡灑陽県	太安元年	綏夷都尉朱伺	『晋書』八一
始平郡蒯成県	咸寧四年	不明	『陝西通志』三
武興・晉興県 十八県以上	咸寧年間	涼州刺史張軌	『晋志』一四
蒼梧郡丁留県 合浦郡蕩昌県 九真郡松原県 高安県 津梧県 九德郡浦陽県 都龐県 西安県 南陵県 日南郡無勞県 壽冷県	太康十年	都督交州諸軍事・交州牧の陶璜または属国都尉	『宋志』三八

新県	設立年代	設立主体	出典(数字は巻数)
南平郡江安県	太康元年	都督荊州諸軍事	『水経注』三六 『宋志』三七
南平郡南安県	太康元年?	都督荊州諸軍事	『宋志』三七
淮南郡烏江県	太康六年	都督揚州諸軍事	『太平寰宇記』二四
丹陽郡建鄴県	太康三年	都督揚州諸軍事	『宋志』三五
成都郡豊都県	永興年間?	不明	『晋志』一五

後漢末期から西晋にかけて、数多くの新県が設立されていて、西晋の新県は、孫呉の領土であった揚州、荊州、交州に集中している。そのうちの半数以上が校尉ないしは都尉がその設立に深く関与している。表の④、南平郡江安県は、『水経注』卷三六 江水篇に、「杜預 江南を克定し、華容を罷めて之を置く。之を江安縣と謂う。」とある。江安県は、胡三省が推定するように、後漢 三国時代、魏・呉・蜀が領有を争った公安と見てよいだろう。孫呉でも、鐘離牧や孫遵が「公安督」に、陸抗が「都督信陵・西陵・夷道・樂郷・公安諸軍事」になつているように、重要な軍事拠点であり続けた。もつとも、江安は、『晋書』卷三 武帝紀に、「平南將軍胡奮 江安に克つ。」とあるように、江安を陥落させたのは、鎮南大將軍 胡奮 都督荊州諸軍事の杜預ではなく、平南將軍の胡奮であった。胡奮が江安を落とした後、杜預が華容県を廃止して江安県に統合することを決め、

それが武帝に了とされた、ということなのだろう。同年に行われた⑤南安県の江安からの分離もまた、杜預の建議に基づくものであったかもしれない。さらに、呉の民族が集住する、秣陵南部を分離する形で成立した⑦建鄴県や、その東南に位置する⑥烏江県にも、都督揚州諸軍事の王渾・周浚が何等かの形で関与していた可能性があるが、確証は無い。結局のところ、行政的な性格を持つ都督に關する資料は、杜預の一例のみであった。

さらに、次の二つの例では、当時の都督が軍政支配を行っていたと想定することすら困難である。表の①、西晉の長沙郡蒲圻県は、元來、孫呉の都督の管轄であった。蒲圻県内には、孫策・孫權の支配に頑強に抵抗した麻屯と保屯があり、『三国志』卷六〇 呂岱伝に、潘濬卒し、岱濬に代わり荊州の文書を領し、陸遜と並に武昌に在り、故より蒲圻を督す。

とあるように、呂岱が蒲圻を「督」していた。ここで注目すべきは、呂岱は武昌に居て、蒲圻に駐在している訳ではないことである。『三国志』呂岱伝には、

陸遜卒するに及び、諸葛恪遜に代わり、權乃ち武昌を分かちて兩部と為し、岱に右部を督せしめ、武昌より上は蒲圻に至る。ともあり、蒲圻は武昌右部督の管轄となるが、武昌右部督もまた蒲圻での駐屯を義務付けられてはおらず、おそらく武昌にあったであろう。こうした、在地の存在ではない「蒲圻都督」が、蒲圻で軍政支配を行うのは無理と言わざるを得ない。その役目は、蒲圻の近くに駐屯し、蒲圻で動乱が発生しないよう監視することであったと言えよう。蒲圻で軍政支配が可能となるのは、『三国志』呂岱伝に、「(岱)上大將軍に遷り、子の凱を副軍校尉に拜し、蒲圻に監兵せしむ。」

とあるように、呂岱の息子の呂凱が副軍校尉として蒲圻に「監兵」、すなわち駐屯して、蒲圻の管轄が都督から校尉に移ってからであった。孫呉が西晉に降伏した太康元(二八〇)年、蒲圻はようやく県に編成されるが、この年まで、軍を伴った校尉が蒲圻に駐屯していたのではなからうか。

表の②、西晉の建平都尉が管轄していた、郡県支配から逃れた民や異民族が多く居住する地、建平郡には、三つの新県がある。この三県は、元來、蜀の降将で、陵江將軍・監巴東軍事・使持節・領武陵太守の任にあった羅憲の管轄区域であったが、『晉書』卷五七 羅憲伝)、武陵太守でもあった羅憲もまた、管轄区域の巴東に常駐していなかった。建平都尉は、泰始初年に羅憲が入朝した際に成立したものと考えられ、その軍政が順調に行われた結果、咸寧元(二七五)年、建平都尉が郡県に改組されるに伴って三県が成立したのであるが、この三県もまた、長沙郡蒲圻県と同様に、統治官が郡県レベルの都督から都尉へ、都尉から県令へという過程を辿っている(もともと、建平都尉や郡県の成立後も監巴東軍事は存続した)。

さらに、都督は担当区域に在駐していない。

長沙郡蒲圻県と建平郡三県成立の経緯からは、西晉の新県が成立するプロセスとして、Ⅰ郡都督による平定・監視、Ⅱ都尉ないし校尉による支配、Ⅲ郡県の設置、という過程が想定できる。後漢で設置されていた黒山校尉が曹操政権のもとで都督河北事に改められていたように、情勢の悪化に伴ってⅡ→Ⅰに逆戻りすることもあっただろうが、都尉と校尉は、都督による支配を経て、州郡県に編入される前段階として軍政支配を行う存在であった、と考えられる。一方、魏晉の都督は、郡県の支配から逃れた村塢・蛮などの平定・監

視を行うに止まっています、郡県の設立や統治にまで直接関与することとは稀であり、都督が平定・制圧を、都尉ないし校尉が軍政と郡県の再建を行う、という役割分担が確立していたのではなからうか。次節では、時代を後漢末期まで広げて、都尉と校尉の郡県との関わりについて考察したい。

## 二 後漢末～西晋の都尉・校尉の性格

西晋の新県の創出に重要な役割を果たしたと考えられる校尉と都尉のうち、先ず都尉について検討してみたい。都尉は、『宋書』巻四〇「百官志下」に、

（郡）尉は兵を典<sup>つかさど</sup>り、盜賊に備う。漢の景帝中二年、守を更名して太守と曰い、尉を都尉と為す。光武都尉を省き、後に又た往往にして東部・西部都尉を置く。蠻夷有らば、又た屬國都尉有り。漢末及び三國、多く諸部都尉を以て郡と為す。

とあるように、元来は各郡に設置され、軍事を掌っていたが、辺境の部都尉・属国都尉を除く都尉は、建武六（三〇）年、光武帝によって廃止された。しかし、後漢後期になると、郡県の治安の悪化に伴い、内地の都尉も復活している。『後漢書』列伝第二八「滕撫伝」に、順帝末、揚・徐の盜賊羣起し、磐牙すること連歳。建康元年、九江の范容・周生ら相聚まりて反亂し、歴陽に屯據し、江淮の巨患と為る。御史中丞馮緄を遣わし兵を將い揚州刺史尹熲・九江太守鄧顯を督して之を討たしむ。熲・顯の軍敗れ、賊の殺す所と為る。……明年、廣陵の賊張嬰ら復た眾數千人を聚めて反き、廣陵に據る。朝廷博く將帥を求むるに、三公撫を擧げて

文武の才有りとし、拜して九江都尉と為し、中郎將趙序と與に馮緄を助けて州郡兵數萬人を合せて共に之を討つ。又た廣く賞募を開き、錢・邑各々差有り。

とあるように、建康元（一四四）年、揚州・徐州一帯で叛乱が起こると、先ず督軍使者の馮緄が派遣された。しかし、馮緄は鎮圧に失敗したので、本初元（一四五）年、朝廷は中郎將趙序と九江都尉滕撫を派遣し、結果的に滕撫が、召募に応じた下邳の豪族・謝安らと共に叛乱の鎮圧に成功した。建和元（一四六）年にも、山東一帯での叛乱の頻発という事態に対応するため、泰山都尉と琅邪都尉が設置されている。現地の太守や県令を「督」するのみであった督軍使者に比べ、都尉には、「賞募」を行ったり、また、泰山都尉となつた夏恭が、「和もて百姓を集め、甚だ其の歡心を得」ている（『後漢書』列伝第七〇「文苑・夏恭伝」）ように、現地の政治（軍政）を行う権限もあつたのである。そして、郡県の秩序が再建されたと朝廷が判断した時点で廃止された。すなわち、後漢後期に復活した都尉は、郡県秩序の再建を請け負う臨時の軍政官であり、光武帝に廃止された後漢初期までの都尉とはやや性格を異にしている。むしろ、郡県の設立と同時に廃止されている、部都尉や属国都尉に近い。当初は督軍使者・中郎將の副官であつたが、行政官という、督軍使者・中郎將には無い役割があつた。

後漢末期、各地の群雄もこうした都尉を任用した。その具体的な例としては、蜀の劉璋のもとで陰平都尉となつた高頤（『隸釈』卷一三二）、建安三（一九八）年、張繡との戦いで功績を挙げ、曹操に陽安都尉とされた李通（『三国志』卷一八「李通伝」）、建安二五（二二〇）年、蜀漢から曹魏に降つた際、上庸都尉とされた申耽（『三

『国志』卷四〇 劉封伝注引『魏略』などがあり、第一節の表以外の西晋の例としては、孫吳降伏後、牙門将から江夏西部都尉に遷っている張光（『晉書』卷五七 張光伝）などが挙げられる。以上の都尉たちの、郡県秩序の再建という役割は変わっていない。

さらに、『三国志』卷六〇 賀齊伝には、

侯官 既に平らぐも、建安・漢興・南平復た亂れ、齊 兵を建安に進め、（南部）都尉府を立つ、是の歲（建安）八年なり。郡屬縣の五千の兵を發し、各々本縣の長をして之を將いせしめ、皆な齊の節度を受けしむ。賊の洪明・洪進・苑御・吳免・華當ら五人、各々萬戸を率い、漢興に連屯し、吳の五六千戸は別に大潭に屯し、鄒臨の六千戸は別に蓋竹に屯し、同じく餘汗に出づ。……凡そ討治斬首すること六千級、名帥 盡く禽われ、復た縣邑を立て、料りて兵萬人を出し、拜して平東校尉と為る。十年、轉じて上饒を討ち、分ちて以て建平縣と為す。十三年、威武中郎將に遷り、丹陽の黠・欽を討つ。時に武彊・葉郷・東陽・豊浦の四郷先に降り、齊 表して葉郷を以て始新縣と為すを言す。

とあり、南部都尉の賀齊が複数の県令を統率して叛乱者を討伐する一方、戦後処理として新県を設置し、また、威武中郎將となつてからも、叛乱を起こした丹陽郡黠県・欽県を討ち、先に降つた葉郷を始新県とするよう孫権に進言している。その結果、始新県だけでなく新定県、休陽県も新たに設置されることとなつた。都尉が新県を設立している他の例として、『隸釈』卷一一 綏民校尉熊君碑には、綏民校尉を拜し曲紅長を領す……君 功は宿著に顯れ、海内羨〔美〕を誇う。騎都尉を拜し、命を受けて灌陽縣を立て、長を

督すること六載、無為にして治まり、先民に稽則す。

とあり、熊喬が綏民校尉として曲紅県で軍政支配を行うと共に、騎都尉として灌陽縣を立て、先賢に範を取って「無為の治」を行ったことが明らかにされている。なお、灌陽縣は、洪适が考証しているように、荊州の群雄・劉表がこの時に設立させた新県である。このように、後漢末期（建安年間）以降、都尉が軍政の一環として新県の設立を行っている例が見られるようになる。また、都尉の管轄区域は通常一郡であるが、汝南郡陽安県という、一県を管轄区域とする都尉も現れており、都尉の軍政のあり方が多様になつている。

また、後漢末期から三国時代にかけては、都尉と同様に、郡県の秩序の再建を行う校尉も現れている。その例としては、前掲の、綏民校尉として曲紅縣を統治した熊喬の他に、『三国志』卷一八 呂虔伝に、「襄賁校尉杜松の部民 吳母ら亂を作し、昌豨と通ず。太祖（呂）虔を以て松に代わらしむ。」とあるように、初平四（一九三）年、曹操が陶謙を攻撃した際に虐殺を行った襄賁を統治していた、襄賁校尉が挙げられる。また、建安三（一九八）年以降、長廣太守となつた何夔は、『三国志』卷一一 何夔伝に、「夔 吏の成弘を遣わし校尉を領せしめ、長廣縣丞ら郊迎して牛酒を奉り、郡に詣る。」とあるように、校尉を長廣縣に派遣することで同県を服属させている。また、孫吳でも、山陰令・折衝校尉として五県を「督」した朱然や（『三国志』卷五六 朱然伝）、建義校尉として湖孰に駐屯した朱據の例（『三国志』卷五七 朱據伝）がある。以上の例の内、襄賁校尉と成弘以外は雑号校尉ではあるが、雑号校尉もまた、郡県の校尉と同様に郡県の再建に関わっていたことがうかがえる。さらに、西嶋定生が指摘しているように、曹魏の典農校尉が新

郡に改組される例も見られる。<sup>(二九)</sup>

校尉と都尉の違いは、先ずは、前述の『三国志』卷六〇賀斉伝からうかがえるように、都尉、校尉、中郎将という序列が存在することから、校尉は都尉よりも大規模な属僚、兵を統率できたものと考えられる。さらに、朱然は折衝校尉として山陰県に駐屯しつつ、他の五県を「督」しているが、このような遠隔地の監視は都督の職掌でもあり、軍事に関する職権は都尉よりも広い。第一節の表中の典船校尉は、造船技術を持つ民を管理していただろうが、このような特殊民、特殊部隊の統率者としての性格も、都尉には見られない。また、大庭脩が指摘しているように、校尉には朝廷に官吏候補生を推挙する権限がある<sup>(三〇)</sup>一方、都尉にかかる権限はなかっただろう。

周知の通り、後漢末から西晋初期にかけての都尉と校尉は、將軍や中郎将と共に濫発される傾向にあった。しかし、濫造された都尉と校尉とは別に、後漢後期に、破綻郡県の秩序を回復する臨時の軍政官として創出された都尉を起源とする都尉・校尉も存在していたのであり、彼等は特定の郡県に駐屯して郡県を復興させ、あるいは新県を創設するという軍政を担ったのであった。

郡県秩序の復活が、都督、都尉・校尉、郡太守・県令の三種の官によって順次行われたことについては第一節で既述した。都尉・校尉が郡県の復活という軍政を行う一方で、都督はどのような軍政を行い、どのような役割を果たすことを求められたのだろうか。この点について、節を変えて検討したい。

### 三 西晉の都督の特徴

石井仁は、成立当初の都督の行政官としての役割は、村塙などに居住する、郡県制の統制下を離れた民の支配であったとした。西晋におけるその具体的なあり方は、第一節の表④と、都督沔（江）北諸軍事の後進<sup>(三一)</sup>、南中郎将に就任した新野王司馬歆の義陽蛮の統治に見ることが出来る（『晋書』卷三八宣五王・扶風王駿子歆伝）が、管見の限りでは、それ以外の資料は見当たらない。結局のところ、西晋の州都督の主な役割は、軍事拠点に置かれた兵戸主体の軍隊——中央軍の管理に尽きる。

何茲全によれば、都督が直接統率した軍隊は中軍であった<sup>(三二)</sup>。また、浜口重国によると、曹操は、州郡に軍隊を布置することはなく、中央軍のみの軍隊を編成し、それを重要拠点——許昌、鄴城、洛陽、譙城、長安に集中的に配置して、事があれば各方面に出動させる、という方針を採り、曹魏を通じてこの方針が踏襲されたという<sup>(三三)</sup>。さらに、竹園卓夫は、こうした重要拠点に配備された兵の直接支配が、曹魏で都督制が制度化された目的であったとしている<sup>(三四)</sup>。西晋でも許昌には都督豫州諸軍事、鄴には都督鄴城諸軍事、長安には都督雍涼諸軍事・都督関中諸軍事が常に赴任していることから、西晋の都督の職掌もまた、重要拠点に配備された中央軍の支配であったと考えられる。このことは、次の資料も傍証とすることができよう。『統漢書』百官志劉昭注引西晋武帝詔に、「……諸州の事無き者は其の兵を罷め、刺史の分職は、皆な漢氏のご如くし、出でては詔條を頒ち、入りては事を京城に奏せしめん。二千石は治民の重を専らにし、監司は上に清峻たり、此れ經久の體なり。其れ便ち州牧を省け。」とあるように、太康元（二八〇）年頃、武帝は後漢の光武帝と同様に、辺境以外の州郡兵を廃止した<sup>(三五)</sup>。しかし、許昌、鄴城、長

安などに置かれた軍隊が存続したのは明らかである以上、これらの軍隊は州郡兵ではなく、中軍に連なるものでなければならぬ。

泰始四（二六八）年、御史中丞の傅玄が武帝に上奏した「便宜五事」の西域経営に関する箇所からは、当時の都督に行政官としての特徴が無かったことがうかがえる。傅玄の上奏の当該箇所は、

秦州刺史の胡烈は素より西方に恩信有り……烈計りて能く之を制さん。惟だ恐るらくは胡虜適かば討撃に困しまん、便ち能く東のかた安定に入り、西のかた武威に赴き、外に名づけて降と為し、動きて復た動くべし。此の二郡烈の制する所に非ざれば、則ち惡胡東西に窟穴浮游の地有り、故に復た患を為し、以て之を禁ずる無きなり。宜しく更に一郡を高平川に置き、安定西川都尉の徙るを樂う民を募るに因りて、其の復除を重くして以て之を充たし、北道を通ずるを以て、漸く以て邊を實たすべし。此の二郡及び新置の郡を詳議し、皆な并せて秦州に屬せしめ、烈をして邊を御するの宜を専らにするを得せしむべし。

『晉書』卷四七 傅玄伝

とある通りである。傅玄は、羌族が武威・安定の間を自由に往来するのを防ぐため、安定西川都尉にこの地域に新郡を設置させることを提案している。結局、傅玄の提案は実行に移されず、西晉時代には高平川に県も郡も新設されることはなかったのであるが、傅玄が新郡の創設は安定西州都尉に行わせるべきであると、当時都督雍涼諸軍事であった、扶風王司馬亮については何等言及されていないことが注目される。無論、司馬亮が西域経営に無為であった訳ではなく、泰始六（二七〇）年、羌の攻撃に対して応戦しているが、秦州刺史胡烈の戦死と敗戦の責を問われ、免官となっている『晉書』

卷五九 汝南王亮伝）ことを考えると、軍事の総責任者は都督雍涼諸軍事の司馬亮、政治は秦州刺史の胡烈、という分担が徹底していたから、と見るのが自然であろう。

『統漢書』百官志劉昭注引西晉武帝詔で、武帝が州牧の出現を警戒している点からもうかがえるように、西晉では軍事官と政務官の分化が徹底されており、この原則は恐らく、後漢・光武帝の都尉廃止にも通底している。郡県の設定が主に校尉や都尉に任され、都督が携わることが稀であったのも、政・軍の分離が徹底された、後漢を意識した西晉の官制に由来すると言えよう。重要拠点の中軍を統率し、軍事を管掌した西晉の州都督は、大業元（六〇五）年、隋の煬帝によって、総管（都督の後進）の廃止後に置かれた都尉に近い存在であった。都督沔（江）北諸軍事が南中郎將とされたように、他の都督もまた、中郎將、ないしは校尉・都尉に格下げされ、西晉の時代に都督が中国史から消える可能性は十分にあったと言わねばならない。しかし、八王の乱以降、中国が再び動乱期を迎えると、都督に求められる役割も大きく変化していく。特に、蜀の流民が大量に流入した荊州において、その傾向が顕著であった。

#### 四 西晉末の都督荊州諸軍事

##### ——行政官としての都督の成立

太安二（三〇三）年、張昌が江夏で反乱を起こし、都督荊州諸軍事の新野王司馬歆を殺害した。反乱を鎮圧するために、荊州刺史・南蛮校尉の劉弘が荊州に派遣され、劉弘は欠員となった都督荊州諸軍事も兼任する。劉弘は一度は襄陽からの撤退を余儀なくされるも



の、翌年の永興元(三〇四)年には荊州の平定に成功した。劉弘が襄陽から撤退した際、范陽王司馬虓は長水校尉の張奕を襄陽に駐屯させ、都督荊州諸軍事を領任させていた。劉弘は張奕も攻撃して斬殺し、当時、長沙王司馬乂・成都王司馬穎・河間王司馬顥の内紛で動揺していた朝廷はそれを追認するほかになく、『晉書』卷六六劉弘伝に、「時に荊部守宰多く闕き、弘補選せんことを請い、帝之に従う。」とあるように、劉弘は荊州の郡太守・県令の人事を掌握し、流民からも人材を抜擢した。劉弘は、同様に都督・刺史・南蛮校尉などを兼任して事実上荊州を統治していた東晋の桓温らの先例となったと言えよう。

劉弘が荊州にあった状況も、東晋と相似していた。元康八(二九八)年、氐の斉万年の反乱に伴って、巴氐の李特らが秦州の流民を率いて蜀に流入し、永康元(三〇〇)年、彼等は益州刺史の趙廞と結んで反乱を起こす。その結果、蜀から多くの流民が荊・湘州に流入することになった。趙廞の反乱の際、成都内史の耿勝も殺害され、成都王司馬穎の食邑が消滅している。そのため、蜀の流民の多くが居住した南郡の華容県・州陵県・監利県と、新設された豊都県の四県を合わせた成都郡が成立した(第一節表⑧)。華容県は大康元(二八〇)年、杜預の建議で廢されているので、豊都県と同様、事実上の新県であった。二つの新県を含む成都郡が成立したのは、三王起義で成都王司馬穎が政権を掌握しつつあった太安元(三〇二)年から永興二(三〇三)年の間と考えられるが、この成都郡は、東晋で多く設立される僑郡(但し、土断を経たもの)の先例と言ってよい。また、当時、蜀での名望を評価されて荊州の県令となった者に、醴陵令の杜攷(『晉書』卷一〇〇杜攷伝)と衡陽令の楊邠(『華陽国

志』卷一一後賢志)が検出できる。醴陵県・衡陽県は、成都郡の県と同様、多くの蜀の流民と荊州の旧民が雜居する実土県であり、当時、流民を僑州郡県ごと軍府に所属させる、無実土の僑州郡県はまだ発生していないが、多くの流民の流入と僑郡の設置、という点で、西晋末期の荊州は既に東晋と同じような状況にあったのである。

『晉書』卷二十六 食貨志には、

(後軍將軍應詹)又た曰く、「……壽春は一方の會にして、此を去ること遠からず、宜しく都督の文武經略有る者を選び、遠くは以て河洛の形勢に振い、近くは以て徐豫の藩鎮と為り、流散を綏集し、人をして依る攸有らしめ、専ら農功を委ね、事に局る所有らしめよ。」と。

とある。太興二(三一九)年、應詹は、都督が流民の統合を担い、さらに、「農功」などの政治も委ねるべきである、と建康の元帝に提唱しているが、應詹の構想する都督は、政務官と完全に分離されて軍事のみを行った、西晋の都督は大きく異なっている。應詹は劉弘のもとで鎮南長史を、山簡の下で督南平・天門・武陵三郡軍事、督五郡軍事を務め、劉弘の死後、荊州の統治が荊州刺史王澄と都督荊州諸軍事の山簡の分治体制のもとで崩壊するのを目の当たりにしていた。そのため、應詹には、中国史上空前の規模の流民を再統合するには、政権・軍権を一手に掌握する強力な地方長官が必要である、という認識があったのだろう。そして、この提言は、都督が刺史を兼任しつつある現状を追認することになったと考えられる。

その後、東晋の都督は、流民を統合し、僑州郡県を設置しただけでなく、

詔して玄を以て都督荊司雍秦梁益寧七州・後將軍・荊州刺史・

假節とす。……沮漳蠻二千戸を江南に移し、武寧郡を立つ。更に流人を招集し、綏安郡を立つ。又た諸郡丞を置く。『晉書』卷九九 桓玄伝)

と、隆安五(四〇一)年、桓玄が新郡を設置したことに見られるように、西晋の都尉や校尉の職掌をも兼ね備え、郡県の再建という任務も担うに至った。そして、地方で郡県の復興・新県の設立を行った都尉・校尉は消滅する。都尉・校尉が消滅した背景に、都督を規制し、軍事官と政務官の区別を徹底させる強力な中央政府の不在があったことは言うまでもない。しかし、中央政府による都督への統制が強まりつつあった宋・齊以降も、郡県の復活を担った都尉・校尉は、三巴校尉などの数例しか検出できないことから、都尉・校尉が消滅した理由は、都尉・校尉という官職のあり方からも求められよう。

後漢後期は、各地で成長した複数の豪族たちが、近隣の豪族と相争い、自らの立場を有利にするために、各人が様々な中央の有力者、すなわち外戚、宦官、清流士大夫などと結託した。そのため、宦官と清流士大夫が争った党錮の禁に連動し、豪族の闘争と郷邑秩序の分裂の趨勢が加速していく。そのため、後漢末から曹魏にかけて、郷邑秩序を分裂させる豪族を統制する「猛政」が展開された。都尉・校尉による軍政も、こうした「猛政」の一環であったと考えられなくもないが、一郡程度の管轄区域しか持たず、郡県の秩序が回復した時点で廃業となる都尉・校尉による地方統制は不十分だったのではないか。第一節表の③にあるように、太安二(三〇三)年、綏夷都尉の朱伺は新県・瀋陽県を設立した。その経緯は、『晉書』卷八一 朱伺伝に、

(朱)伺の部曲等、諸縣(張)昌に附するも、惟だ本部のみ義を唱えて逆を討つを以て、逆順を嫌う有りて、別に縣を立つるを求む。此に因りて遂に安陸の東界を割りて瀋陽縣と為し焉に貫す。

とある通りである。朱伺の部曲の者たちが、反乱を鎮圧するという「義」を行ったにも拘わらず、張昌の反乱に同調した者たちを憚った新県への所屬を求めたのは、反乱の同調者の方が朱伺らより有力だったからであり、かつ、朱伺にそうした者たちの処罰を徹底する力がなかったからであろう。朱伺と同様な事例は、第二節で検討した呉の威武中郎将賀齊にも見られ、ここに、郡太守以上の支援を望めなかった、都尉や中郎将の限界がうかがえる。州刺史を兼ね、州レベルの管轄区域を持つ都督が、軍府の属僚を郡太守や県令に送り込むことによつて、初めて強力な軍政支配と豪族の統制が可能になったのではなからうか。すなわち、「猛政」を展開する上で、都尉・校尉・中郎将には限界があったのであり、行政官としての側面を持つ都督が誕生した時、都尉・校尉・中郎将の存在意義は失われたものと考えられる。

### おわりに

本稿では、曹魏に成立した都督が、郡県や僑州郡県を設置して流民を統治する東晋の都督にどのように変化していくのか、という疑問をもとに、その間の時代の西晋の都督と州郡県の関わり、及び都督の行政官的性格について検討した。その結果、西晋の郡県レベルの管轄区域しか持たない都督には、郡県制から離脱した民の平定・

監視といった軍事的な役割しか無く、郡県の再建を校尉や都尉に委ねると、役割を終えて姿を消してしまうことが分かった。一方、州レベルの管轄区域を持つ都督の内、県の置廃に関与している例が一つだけ確認できたが、その主な役割は重要拠点に置かれた中軍系列の軍隊の管理、及び戦闘に止まっていた。すなわち、西晉の都督は、刺史・都督の分離——政・軍の分離を徹底する官制のもとで、州郡県との直接的な関わりは無く、通説の通り、基本的には行政官的な性格は持たなかったと考えられる。郡県の秩序を再建するための軍政を行ったのは、後漢後期、都督の起源である督軍使者とは別個に成立した都尉（後に校尉にも発展）であり、都尉・校尉は、軍政の一環として新県を設立することもあった。三国く西晉における郡県復活のプロセスとして、①都督による征伐・監視、②校尉・都尉による軍政、③県令の派遣、が指摘できる。

しかし、西晉の最末期になると、都督による流民の統治が、蜀の流民が最も多く流入した荊州において見られるようになり、流民の統治に奔走した都督荊州諸軍事、劉弘の経験をもとに、東晉で初めて行政官としての側面を持つ都督が誕生することになった。すなわち、都督が行政官としての性格を持つようになるのは西晉の最末期であり、行政官的性格を持つ都督の誕生と共に、後漢後期に誕生して以来、郡県の復活を担ってきた都尉・校尉は姿を消すことになる。臨時の軍政官である都尉・校尉の消滅は、豪族の統制、という点では限定的な地方支配しかできなかった郡県制の一時代が終わったことを象徴しており、東晉以降、都督が州郡県の支配を行うことによつて、中国の郡県制による支配が新たな段階を迎えるものと考えられるが、その具体的なあり方の検討は、今後の課題としたい。

注

- (一) 嚴耕望『中国地方行政制度 卷中 魏晉南北朝地方行政制度上冊』(中央研究院歷史語言研究所專刊四五、一九六三年) 参照。嚴耕望の研究については、石井仁「地方分権化」と都督制」『三國志研究』四、二〇〇九年)も参照。
- (二) 何茲全「魏晉的州軍」『讀史集』、上海人民出版社、一九八二年所収) 参照。
- (三) 唐長孺「魏晉州郡兵的设置和廢罷」『魏晉南北朝史論拾遺』、中華書局、一九八三年) 参照。
- (四) 廖伯源「漢代使者考論之二——使者與行政官員之關係及使者演變爲行政官員的一些跡象」『漢學研究』五、一九八七年)、「東漢將軍制度之演變」『中央研究院歷史語言研究所集刊』六〇—一、一九八九年)、陳琳国「曹魏都督制的淵源和定型——兼論中央和地方的關係」『北京師範大學學報(社會科學版)』一九九六—五) 参照。廖伯源は督軍使者から都督への変化を皇帝の近臣の官僚化という潮流の中に位置付け、陳琳国は、都督は「督軍使者」の様に中央から派遣される軍司令官であり、牧伯のような在地の司令官とは異なることを強調している。
- (五) 越智重明「晉代の都督」『東方學』一五、一九五六年)、「魏晉時代の四征將軍と都督」『史淵』一一七、一九八〇年) 参照。
- (六) 小尾孟夫「曹魏における「四征」將軍」(広島大学教育学部紀要二二—二六、一九七八年) 参照。
- (七) 石井仁「六朝都督制研究の現状と課題」『駒沢史学』六四、二〇〇五年) 参照。
- (八) 石井仁「都督考」『東洋史研究』五一—三、一九九二年)、「漢末州牧考」『秋大史学』三八、一九九二年)、「四征將軍の成立をめぐって」

『古代文化』四五、一九九三年）参照。軍閥私設職の都督に着目した研究には、山口正晃「都督制の成立」、『東洋史研究』六〇—二、二〇〇一年）もある。

(九) 石井仁「黒山・白波考——後漢末の村塢と公権力——」、『東北大東洋史論集』九、二〇〇三年）参照。

(一〇) 安田二郎「晋宋革命と雍州（襄陽）の僞民——軍政支配から民政支配へ——」、『東洋史研究』四二—一、一九八三年）、「いわゆる王玄謨の大土断について」、『東北大東洋史論集』二、一九八六年）、「僞州郡県と土断」（川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年）を参照。

(一一) 本稿で言う「新県」は、「古代国家権力に支えられた、第二次農地を出自とする県」（木村正雄『中国古代国家の形成——特にその成立の基礎条件——』（不昧堂書店、一九六五年））を意味せず、単に新しく創出された県（名称が変更されたものは含まない）を意味する。

(一二) 西晋時代の交州の新県——蒼梧郡丁留県、九真郡松原県・常樂県・高安県・津梧県、九德郡浦陽県・都龐県・西安県・南陵県、日南郡壽冷県・無勞県は、孫呉から西晋の時代にかけて、交州牧・都督交州諸軍事であった陶璜が設立に関与していたのは確実であろう。『晋書』巻五七 陶璜伝に、孫呉の時代のこととして、「武平・九德・新昌土地阻險、夷獠勁悍、呉世不賓、璜征討、開置三郡、及九真屬國三十餘縣。」とあるからである。しかし、「九真屬國三十餘縣」に属国都尉が置かれていたことも確実であり、陶璜が新県の設立に終始一貫関わっていた、とまでは判断し難い。『宋書』巻三八 州郡志四に、「寧浦太守、晋太康地志、武帝太康七年改合浦屬國都尉立。」とあり、太康元年に設立されたという興道県以外の、涇陽県・平山県・始定県・蕩昌県といった新県を含む寧浦郡は、属国都尉が改組されることによって設立された、と資料に明記されていて、他の新県を含む地域にも、属国都尉ないし

校尉が派遣された可能性も想定されるからである。

(一三) 杜預克定江南、罷華容置之。謂之江安縣。

(一四) 『資治通鑑』巻八一 晋紀三、太康元年に「預杖節稱詔而綏撫之。凡所斬獲呉都督・監軍十四、牙門・郡守百二十餘人。胡奮克江安。」とあり、その胡三省注に、「江安、即公安。呉南郡治焉。杜預既定江南、改曰江安縣、為南平郡治所。」とある。

(一五) 『三國志』巻五八 陸抗伝、『三國志』巻六〇 鍾離牧伝参照。

(一六) 建鄴県新設の経緯と、淮南郡烏江県の変遷については、島田悠「孫呉滅亡後の三呉」、『三國志研究』五、二〇一〇年）を参照。

(一七) 『三國志』巻四八 太史慈伝に、「嘗從策討麻・保賊、賊於屯裏縁樓上行罾、以手持樓禁、慈引弓射之、矢貫手著禁、圍外萬人莫不稱善。」とあり、『三國志』巻五五 凌統伝に、「（凌統）後從擊山賊、權破保屯先還、餘麻屯萬人、統與督張異等留攻圍之、克日當攻。……及當攻屯、統曰、「非死無以謝罪。」乃率厲士卒、身當矢石、所攻一面、應時披壞、諸將乘勝、遂大破之。」とある。また、『水經注』巻三六 江水篇に、「（江水）東逕蒲磯山北、北對蒲圻洲。亦曰擊洲、又曰南洲。洲頭即蒲圻縣治也、晋太康元年置。洲上有白面洲、洲南又有潞口水、出豫章艾縣。東入蒲圻縣、至沙陽西北魚嶽山入江。山在大江中揚子洲南、孤峙中洲。江水左得中陽水口、又東得白沙口、一名沙屯、即麻屯口也。」とあるように、麻屯は蒲圻県内にあった。保屯の所在地は不明ながら、麻屯のごく近くにあったと考えられる。なお、孫呉政權とこうした村塢との関わりについては、石井仁「粗中考——三國時代における沔南の村塢と流民、蛮夷——」（三國志学会編『狩野直禎先生傘寿記念 三國志論集』汲古書院、二〇〇八年）を参照。

(一八) 潘濬卒、岱代濬領荊州文書、與陸遜並在武昌、故督蒲圻。

(一九) 及陸遜卒、諸葛恪代遜、權乃分武昌為兩部、岱督右部、自武昌上至蒲圻。

(二〇)『華陽国志』卷一 巴志は、建平郡について、「太康初、將巫・北井還建平、但五縣。去洛二千五百里。東接建平、南接武陵、西接巴郡、北接上庸。其屬有奴・獯・夷・蠻之蠻民。」とする。文の校勘は、任乃強『華陽国志校補図注』を参照した。

(二一)注(九)所掲石井論文参照。

(二二) (郡) 尉典兵、備盜賊。漢景帝中二年、更名守曰太守、尉為都尉。光武省都尉、後又往往置東部・西部都尉。有蠻夷者、又有屬國都尉。漢末及三國、多以諸部都尉為郡。

(二三) 順帝末、揚・徐盜賊羣起、警牙連歲。建康元年、九江范容・周生等相聚反亂、屯據歷陽、為江淮巨患、遣御史中丞馮緄將兵督揚州刺史尹耀、九江太守鄧顯討之。耀・顯軍敗、為賊所殺。……明年、廣陵賊張嬰等復聚眾數千人反、據廣陵。朝廷博求將帥、三公舉撫有文武才、拜為九江都尉、與中郎將趙序助馮緄合州郡兵數萬人共討之。又廣開賞募、錢・邑各有差。

(二四) 前漢後漢初期の都尉については、鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』(日本學術振興会、一九六二年)の第六章「郡都尉」を、属國都尉については、第七章「属國都尉」を参照。

(二五) 侯官既平、而建安・漢興・南平復亂、齊進兵建安、立(南部)都尉府、是歲(建安)八年也。郡發屬縣五千兵、各使本縣長將之、皆受齊節度。賊洪明・洪進・苑御・吳免・華當等五人、率各萬戶、連屯漢興・吳五六千戶別屯大潭、鄒臨六千戶別屯蓋竹、同出餘汗。……凡討治斬首六千級、名帥盡禽、復立縣邑、料出兵萬人、拜為平東校尉。十年、轉討上饒、分以為建平縣。十三年、遷威武中郎將、討丹陽黟・歙。時武彊・葉鄉・東陽・豐浦四鄉先降、齊表言以葉鄉為始新縣。

(二六) 拜綏民校尉領曲紅長……君功顯宿著、海內諮爽(美)。拜騎都尉、受命立灌陽縣、督長六載、無為而治、稽則先民。

(二七)『三國志』卷一 武帝紀に、「還過郟、謙將曹豹與劉備屯郟東、要太祖。

太祖擊破之、遂攻拔襄賁、所過多所殘戮。」とある。

(二八)『隸釈』卷一に、「後漢志荊部無灌陽。晉志零陵始有觀陽。水經云、「湘水北逕觀陽、與觀水合」。唐上元中呂諲奏、用蕭銑舊名復置灌陽。今隸全州碑云、「受命立灌陽縣、則是劉表初命熊君置此邑也。」とある。

(二九) 西嶋定生「魏の屯田制」(『東洋文化研究所紀要』一〇、一九五六年)参照。

(三〇) 大庭脩「漢の中郎將・校尉と魏の率善中郎將・率善校尉」(『史泉』四二、一九七一年)参照。

(三一)注(九)所掲石井論文参照。

(三二)『晉書』卷三四 羊祜伝に、「帝將有滅吳之志、以祜為都督荊州諸軍事・假節、散騎常侍・衛將軍如故。……詔罷江北都督、置南中郎將、以所統諸軍在漢東江夏者皆以益祜。」とあり、万斯同『晉方鎮年表』によると、都督河北諸軍事と都督江北諸軍事は同じである。

(三三)注(一)所掲何論文参照。

(三四) 浜口重国「魏晉南朝の兵戸制度の研究」(『山梨大学学芸学部紀要』二、一九五七年)、浜口重国「秦漢隋唐史の研究」上(東京大学出版会、一九六六年)第八章「後漢末・曹操時代に於ける兵民の分離に就いて」を参照。

(三五) 竹園卓夫「魏の都督」(『歴史』五一、一九七六年)参照。

(三六) ……諸州無事者罷其兵、刺史分職、皆如漢氏故事、出頒詔條、入奏事京城。二千石專治民之重、監司清峻於上、此經久之體也。其便省州牧。

(三七)『晉書』卷四三 山濤伝に、「吳平之後、帝詔天下罷軍役、示海內大安、州郡悉去兵、大郡置武吏百人、小郡五十人。帝嘗講武于宣武場、濤時有疾、詔乘步輦從。因與盧欽論用兵之本、以為不宜去州郡武備、其論甚精。」とあり、楊光輝「晉武帝「悉去州郡兵」辨疑」(『社会科学戦線』一九八四—三)は、盧欽が平吳の太康元(二八〇)年以前に死んでい

ることと、この年以降にも將軍を兼ねる太守が数名検出されることから、「州郡悉去兵」の政策が行われたことを疑問視している。しかし、『統漢書』百官志劉昭注引西晉武帝詔や、『晉書』卷五七 陶璜伝に、「吳既平、普減州郡兵、璜上言曰、「交土荒裔、斗絶一方、或重譯而言、連帶山海。……州兵未宜約損、以示單虛。」とあり、その効果はともかくとして、この政策が行われたのは確かである。また、將軍が州郡兵と中軍の何れを統率していたのか、という点についても議論の余地があり、將軍兼任の太守の出現だけをもって、この政策が行われたことを否定するのは難しい。

(三) また、太安二(三〇三)年、義陽蛮の張昌が反乱を起こした時のこととして、『晉書』劉沈伝に、「詔(河間王司馬)顥遣(劉)沈將州兵萬人并征西府五千人、自藍田關以討之、顥不奉詔。」とある。これは、惠帝が雍州刺史の劉沈に州兵一万人と、司馬顥麾下の征西府の兵五千人を統率させようとしたものであるが、「州兵」が「征西府」に含まれておらず、また、將軍府とは別個に都督府が存在していた訳ではないので、司馬顥の征西府の兵、ないし、西晉の都督が統率した兵は、州郡兵とは別の、中軍に連なる軍隊であつたと考えるのが自然であろう。

(三九) 秦州刺史胡烈素有恩信於西方……烈計能制之。惟恐胡虜適困於討擊、便能東入安定、西赴武威、外名為降、可動復動。此二郡非烈所制、則惡胡東西有窟穴浮游之地、故復為患、無以禁之也。宜更置一郡於高平川、因安定西川都尉募樂徙民、重其復除以充之、以通北道、漸以實邊。詳議此二郡及新置郡、皆使并屬秦州、令烈得專御邊之宜。

(四〇) 中華書局本『晉書』は「西川都尉」に作る。しかし、李迪『甘肅通志』卷二二には、「西川廢縣。在州境、三國魏郭淮傳、正始中涼州休屠降、使居安定之高平。其後因西川都尉。傅元(玄)傳泰始四年、疏請置一郡於高平、因西川都尉募民充之。晉志安定郡有西川縣、蓋即故都尉置縣也。」とあり、「西州」を「西川」に読む。また、『三國志』卷二

六郭淮伝の、「淮奏請使居安定之高平、為民保障、其後因置西川都尉」の「西川」を『晉書』のこの箇所に従って「西州」と読むべきとする陳景雲に対し、盧弼は、『晉書』地理志に「西川縣」が見られ、魏が三水県を西川県と改称したとする王先謙の見解(『合校本水經注』河水注)を妥当とする立場から、「西川」と読むべきであると(『三國志集解』)。本稿は李迪・王先謙・盧弼らの解釈に従い、「西州」を「西川」に改めた。

(四一) 隋の都尉が中軍系列の軍を統率していたことについては、氣賀沢保規『隋煬帝の府兵制をめぐる一考察』(唐代史研究会編『律令制—中國朝鮮の法と國家—』汲古書院、一九八六年)を参照。

(四二) 僑州郡県については、注(二〇)所掲安田論文、胡阿祥『六朝疆域与政区研究』(学苑出版社、二〇〇五年)などを参照。

(四三) 壽春一方之會、去此不遠、宜選都督有文武經略者、遠以振河洛之形勢、近以為徐豫之藩鎮、綏集流散、使人有攸依、專委農功、令事有所局。

(四四) 山簡・王澄が荊州を統治した時に起こった杜弼の乱については、中林史朗『杜の乱始末—建鄴軍府と巴蜀流民の動向』(『大東文化大学漢学会誌』二九、一九九〇年)を参照。

(四五) 詔以玄都督荊司雍秦梁益寧七州・後將軍・荊州刺史・假節。……移沮漳蠻二千戶於江南、立武寧郡。更招集流人、立綏安郡。又置諸郡丞。

(四六) 川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」(『東洋史研究』二五—四、一九六七年)参照。

(四七) 渡邊義浩『寛』治から『猛』政へ(『東方学』一〇二、二〇〇一年)参照。

(四八) (朱) 伺部曲等以諸縣附(張) 昌、惟本部唱義討逆、逆順有嫌、求別立縣、因此遂割安陸東界為瀟陽縣而貫焉。